

平成 24 年度 第 2 回奈良市学校規模適正化検討委員会 次第

1 日 時

平成 24 年 12 月 5 日 (水) 10:00～11:30

2 場 所

奈良市役所 中央棟 6 階・第 2 研修室

3 内 容

- ① 学校規模適正化の進捗状況と課題について
- ② 特認校制度について
- ③ 視察研修の報告
- ④ その他

4 配付資料

- ・奈良市学校規模適正化の状況
- ・特認校制度について
- ・足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて【概要版】

特認校制度について

1 特認校制度とは

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項）この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。 —文部科学省HPより—

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

2 法的根拠

○学校教育法施行令第5条第2項

市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知（入学期日の通知）において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

○学校教育施行令第8条

市町村の教育委員会は、第5条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。

3 特認校制度の状況

文部科学省が平成18年に全国の自治体に対して、小・中学校における学校選択制等の実施状況について調査を行った。（調査対象自治体数—小学校1696自治体、中学校1329自治体）

◆小学校

- | | | |
|----------------------|---|-------------|
| ・学校選択制を導入している自治体 | — | 240自治体（14％） |
| ・特認校制度を導入している自治体 | — | 88自治体（5％） |
| ・奈良県で特認校制度を導入している自治体 | — | 大和郡山市 |
| *平成24年度から実施 | | |

◆中学校

- | | | |
|----------------------|---|-------------|
| ・学校選択制を導入している自治体 | — | 185自治体（14％） |
| ・特認校制度を導入している自治体 | — | 41自治体（3％） |
| ・奈良県で特認校制度を導入している自治体 | — | なし |

4 特認校制度を導入している近隣の自治体・学校の現状

	現状	成果及び課題
名張市	- 平成 15 年より複式解消を目的として、3 年間の試行結果を踏まえ、小学校 2 校に導入。 - 受入人数は新入生が 10 人未満。	- 試行期間で、1 校は制度利用者がほとんどいないため導入せず。 - 導入した後、地区の子どもより特認の子ども数が増えている。
宇治市 (笠取小学校)	- 平成 13 年より笠取小にて導入。 4 学級 (22 人前後) の複式学級になるよう新入生を募集。	- スクールバス利用で通学。 - 現在、21 人中 14 人が特認の子どもである。 - 学期に一度、大規模校と交流学习を実施。 - 特別な支援を要する児童の入学希望が有る場合、十分に説明し理解してもらっている。
浜松市	- 平成 10 年より児童数 150 人以下の小学校 9 校に導入。 - 受入人数は各学年 10 人程度	都市部は 2 クラスになるなど一定の効果はある。しかし、山間部はほとんど人数が集まってこない実態がある。
大和郡山市 (治道小学校)	- 平成 24 年 4 月より 3 名入学。 - 受入人数は、低学年は在校生と合わせて 15 人まで、中・高学年は 18 人までになるよう募集。	- 今年度も 9 月に募集した結果、数名希望あり。 - 通学手段と放課後の居場所が課題。

○児童数が増えれば、複式学級の解消となり、よりきめ細かな教育活動が可能になる。

○児童の増加により、多様な意見や考え方に会うことができ、考えに広がりが出てくる。

○自然環境に恵まれた学校で、小規模校のよさを生かした教育ができる。

◆地理的条件による通学手段の整備等が必要である。

◆特認校制度利用者が少なく、複式学級が解消されないこともある。

◆地元の子どもより制度を利用する子どもの数が増える場合もある。

5 奈良市立学校の特認校制度の導入に関して

①対象校 ー 田原小学校 (39 人)・中学校 (25 人) 月ヶ瀬小学校 (53 人)・中学校 (49 人)

②交通の便 奈良交通バスを利用した場合

◇田原小・中学校

	乗車区間	乗車時間	乗車距離	料金
登校時	近鉄奈良 7:45 ⇒田原横田 8:15	30 分間	12 k m	大人 670 円
下校時	田原横田 14:41 ⇒近鉄奈良 15:11 18:14 ⇒近鉄奈良 18:44			

◇月ヶ瀬小・中学校

	乗車区間	乗車時間	乗車距離	料金
登校時	近鉄奈良 8:19 ⇒尾山 9:36	77 分間 (88 分間)	32 k m	大人 1400 円
下校時	尾山 15:12 ⇒近鉄奈良 16:40			